

フ訪ネナガラ彼女ノ父ニモ會フコトガ出來ズ歸ラネバナラナカツタ
ノデアル。ソシテ尙モ色々ト金策シテキル内、政江フ三十七圓ノ金
デカフエニ賣込ンデキタ彼女ノ父ハ、金ニナル娘ヲ奪ツタト一途
ニ久本等ヲ憎ンデ誘拐罪トシテ告訴シタ。

山本、久本等ハ高松警察署ニ檢舉セラレ、白水檢事ノ取調ヘフ受ケ
有罪トシテ起訴セラレ、高松地方裁判所ノ公判ニ付サレタ。五月二
十五日、檢事白水勝起、裁判長三浦通太、陪席判事小林種吉、久留
實治ニヨツテ審理サレ、六月三日、久本米一ハ一年、山本喜太郎ハ
十ヶ月ノ懲役ヲ言ヒ渡サレ、兩名トモ一審判決ニ服罪シタノデアル。
審理フ一員スル裁判所ノ差別的態度

コノ兩君ノ被告事件ヲ取扱フニ當ツテ白水檢事、山下豫審判事、
三浦裁判長ノ執ツタ態度ハ始メカラ終リマデ我々部落兄弟ニ對スル
身分的蔑視觀念ヲ以テ審理シ、「兩名ハ特殊部落生レニシテ」ト特
ニ肩書ツツケ「特殊部落生レノ者ハ一般民ト交リノ出來ヌモノ」ト

公然ト決メテカ、リ「ソモソモ結婚ニ於テハ自己ノ身分職業等ヲ
相手ニ告ゲホバナラヌ。然ルニ喜太郎、米一ハ特殊部落民テアリ
ナガラ自己ノ身分ヲ故サラニ秘シ。・・・甘冒訴訟ヲ用ヒ同女ヲ説
クシタルモノナリ」ト断定シテキル（豫審終結書、公判廷ニ於ケ
ル検事ノ駁告、判決理由書ニヨル）

即チ兩名ガ「特殊部落民タル事」ヲ相手ノ女ニ打チ曉ケナカツタ
事カ罪ノ第一ニ數ヘラレ兩名ガ「特殊部落民」デアツタ事カ犯雖
成立ノ根本條件トサレテキルノデアル。

2、問題ハ何處ニアルカ

ステニ明カナル如ク、次ノ三ツノ點ハ動カスコトノ出來ナイ事實
デアル。

(一) 右被告事件ノ豫審終結決定書ノ中テ、豫審判事山下喜邦ハ
「特殊部落」云々ノ差別字句ヲ屢然ト記シテキル。

(二) 五月二十五日、高松地方裁判所ニ於テ開カレタ山本、久本